

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので公告する。

令和5年6月5日

SAGA2024基山町実行委員会

会長 松 田 一 也

1 件名等

- (1) 件 名 SAGA2024国民スポーツ大会卓球競技リハーサル大会会場設
営・撤去等業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 基山町地内（基山町総合体育館、東明館中学校・高等学校体育館）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年11月24日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは次の資格要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (4) 入札参加申請時点で、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (5) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 入札参加申請時において、納期限の到来した町税等を完納している者であること。
- (7) 元請けとして、都道府県、市区町村または市区町村実行委員会が平成30年以降に発注した、国民体育大会の会場設営・撤去等業務の履行実績を有すること。（契約書、業務完了確認書等の写しを添えること。）

3 入札参加申請に関する事項

仕様書及び入札参加申請書様式については、公告の日から令和5年6月21日（水）まで、基山町のホームページに掲載する。入札参加申請者は、次の申請書及び提出資料をA4版で作成し、各一部提出すること。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- (2) 委任状（様式2）※該当する場合のみ
- (3) 使用印鑑届（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 納税を証する書類（写し可）
- (6) 印鑑登録証明書（写し可）

※ただし、基山町の競争入札参加資格を取得している方は、(2)～(6)については提出不要。

4 入札参加申請書等の受付期間及び場所

(1) 受付期間

公告日の翌日から令和5年6月21日（水）までの午前9時から午後5時まで。
（ただし、土・日曜日、祝祭日を除く。）

(2) 受付場所

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地 基山町役場 2 階
S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会事務局（基山町まちづくり課内）

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送は令和5年6月21日（水）必着）

(4) 入札参加資格の確認について

提出資料により入札参加資格を確認し、令和5年6月26日（月）までにFAXにて通知する。

5 入札保証金

- (1) 入札日前日までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付に代えて、基山町契約規則第10条第1項各号の規定に基づく担保を供することによって保証金の納付に代えることができる。
- (3) 基山町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証券等を提出する場合は入札保証金の納付を免除する。
- (4) 入札保証金等は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合は還付する。

6 入札保証金の納付の免除

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保障保険契約を締結したとき。

- (2) 政令第 167 条の 5 第 1 項の規定により町長が定める資格を有する者で、過去 2 年間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和 5 年 7 月 6 日（木）午前 9 時 00 分
- (2) 入札場所
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地 基山町役場 2 階 201 会議室

8 無効となる入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札者又は処理人が同一事項について 2 通以上入札したもの
- (3) 入札者が協定して入札し、その入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (4) 入札保証金が納付されていないもの又はその額が所定の額に達していないもの
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のないもの又は主要事項の記載が明確でないもの
- (6) その他入札に関する条件に違反したもの

9 その他

- (1) 質疑について
公告内容に質疑がある場合は、令和 5 年 6 月 16 日（金）までに文書にて下記問い合わせ先へ F A X すること。
- (2) 業務費内訳書の提出
入札の際、業務費内訳書は入札額と業務費内訳書の合計金額は同額とすること。
- (3) その他
この公告に定めるもののほか、入札参加資格、入札及び落札者の決定方法等については、基山町契約規則の規定による。

【問い合わせ先】

〒 8 4 1 - 0 2 0 4 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会事務局（基山町まちづくり課内）
T E L : 0 9 4 2 - 8 5 - 7 6 8 6 F A X : 0 9 4 2 - 9 2 - 0 7 4 1